

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
商業機密あるいは防護上の観点  
から公開できません。

伊方発電所工事計画審査資料	
資料番号	GTG-040
提出年月日	令和元年 12 月 26 日

伊方発電所 3 号機  
工事計画に係る説明資料  
(安全設備及び重大事故等対処設備が使用される  
条件の下における健全性に関する説明書)  
(非常用ガスタービン発電機)

令和元年 12 月  
四国電力株式会社

## 1. 添付書類に係る補足説明資料

「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に係る添付資料の記載内容を補足するための説明資料リストを以下に示す。また、「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に示す火災防護設備の健全性についても補足説明する。

工認添付資料	補足説明資料
資料 4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	1. 第 54 条に対する適合性の整理表(重大事故等対処設備の健全性評価)
資料 5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	2. 第 14, 15 条を考慮して設計する設備に対する整理表(火災防護設備の健全性評価) 3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について(環境条件に関する健全性評価手法の補足説明)

## 添付資料 4 及び添付資料 5 に係る補足説明資料

### 【説明する添付資料】

- 資料 4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- 資料 5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

## 補足説明資料目次

頁

1. 第54条に対する適合性の整理表  
(重大事故等対処設備の健全性評価) ..... 資4補-1-1
2. 第14, 15条を考慮して設計する設備に対する整理表  
(火災防護設備の健全性評価) ..... 資4補-2-1
3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について  
(環境条件に関する健全性評価手法の補足説明) ..... 資4補-3-1

1. 第54条に対する適合性の整理表  
(重大事故等対処設備の健全性評価)

本資料は、重大事故等対処設備の技術基準規則第54条への適合性を整理するものであり、その記載要領を資4補-1-i～v示す。

重大事故等対処設備の適合一覧表記載要領（1／2）

番号	項目	記載内容
(1)	条文、機能	対応する技術基準規則条文番号と、機能名称（重大事故等対策手段名称）を記載する。
(2)	設備分類	常設重大事故等対処設備か、可搬型重大事故等対処設備かの分類を記載する。
(3)	設備名称	設備名称を記載する。
(4)	環境条件における健全性	<p>54条1項1号（環境条件における健全性）に対する適合性を記載する。環境条件として考慮する項目は、添付資料4第2.3節において対象とした温度、圧力等とする。</p> <p>温度、圧力、湿度及び放射線は、重大事故等時に想定される環境条件と、本資料説明対象設備の設計値（耐性値）との比較により健全性を記載する。ここで環境条件は添付資料4第2.3節において設定した値である。設計値（耐性値）は(10)の「関連図書」欄に評価手法の分類を示しており、各評価手法の内容は本補足説明資料3.において記載している。</p> <p>電磁波については、添付資料4第2.3節において電子部品を使用しない、金属筐体で格納する等の選択肢を記載しているため、これらのうち当該設備に適用するものを記載する。</p>
(5)	操作の確実性	<p>54条1項2号（操作の確実性）に対する適合性を記載する。</p> <p>操作の確実性として考慮する項目は、添付資料4第2.4節において対象とした操作環境、操作準備、操作内容とする。</p>
(6)	試験・検査	<p>54条1項3号（試験・検査）に対する適合性を記載する。</p> <p>添付資料4第2.4節において、ポンプ、弁、容器等の設備分類ごとに対象とすべき試験・検査項目を記載しているため、これらの適切なものを選択して記載する。</p>
(7)	切替性	<p>54条1項4号（切替性）に対する適合性を記載する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に該当するかどうかの判断を記載し、該当する場合には弁により切替を行う等の設計を記載する。</p>

重大事故等対処設備の適合一覧表記載要領（2／2）

番号	項目	記載内容
(8)	悪影響防止	54条1項5号（悪影響防止）に対する適合性を記載する。 悪影響防止として考慮する項目は、設置許可まとめ資料での整理に合わせて、系統設計、配置設計及びその他（飛散物）とする。  その他（飛散物）については、添付資料7で対象とするポンプ、ファン、発電機等の回転機を記載対象とする。
(9)	配置場所	54条1項6号（配置場所）に対する適合性を記載する。 環境放射線に対して操作可能であることを求める条文であるため、現地操作が必要な設備について記載する。 安全審査において屋外作業の最大被ばく線量として確認した値が51.9mSv以下であり、100mSvを下回ることを記載する。
(10)	関連図書	配置図、構造図等の添付図は、(4)～(9)の内容を直接的に説明するものではないが、設備の大概イメージを確認できるものを記載する。 添付資料は、(4)～(9)の内容をより詳細に示す説明資料を記載する。
(11)	常設設備の容量	54条2項1号（容量）に対する適合性として、必要な容量を持つことを記載する。
(12)	常設設備の共用の禁止	伊方3号機では重大事故等対処設備を他号機と共用しないことを設置許可本文で宣言しているため、全設備について共用しないことを記載する。
(13)	共通要因故障の防止 (方針)	54条2項3号（共通要因故障の防止）に対する適合性を記載する。 環境条件として考慮する項目は、設置許可本文及び工認本文において対象とした、環境条件、自然現象（地震、津波、その他）及び外部人為事象、溢水、火災並びにサポート系とする。 共通要因故障の対象設備は、(14)及び(15)で示すものとする。
(14)	共通要因故障の防止 (対象設備)	(13)の共通要因故障防止で考慮対象とする設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備（本資料の説明対象設備）を記載する。
(15)	共通要因故障の防止 (電力等)	(14)で記載した共通要因故障防止で考慮対象とする設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備について、それぞれの設備に対応する電力、燃料油、冷却水等の関連設備の多様性を記載する。
(16)	第3項（可搬設備）	常設設備の表においては対象外のため、「可搬型重大事故等対処設備に対する条項」とのみ記載する。

伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電		(1)	常設重大事故等対処設備 (2)	非常用ガスタービン発電機 (3)	(10) 関連図書
環境条件における健全性  第1号	温度	・環境温度(40°C) ≤ 設計値	(4)		【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 32.7m 【環境温度】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値			【環境圧力】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	湿度	・環境湿度(80%) ≤ 設計値			【環境湿度】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法2
	屋外天候	・屋内に設置			【配置図】: 第2-1-2図
	放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値			【環境放射線】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	放射線(人)	-(中央制御室での操作が可能)			-
	海水	・海水を通水しない			-
	電磁波	・金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない			【構造図】: 第2-3-1, 5, 6, 7図
	荷重	・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている			・添付資料17
	他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する			・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料6
第54条 第1項	冷却材中の異物の影響	-(考慮不要)			-
	操作の確実性 第2号	操作環境	-(中央制御室での操作が可能)	(5)	-
		操作準備	-(中央制御室での操作が可能)		-
		操作内容	・中央制御室での操作が可能である		-
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬負荷による機能、性能確認ができる設計とする ・分解が可能な設計とする	(6)		【単線結線図】: 第1-2-1図 【構造図】: 第2-3-1, 5, 6, 7図
第4号	切替性	-(重大事故等対処が本来の用途)	(7)		【系統図】: 第2-2-1図 【単線結線図】: 第1-2-1図
第5号 悪影響防止	系統設計	・遮断器等の操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない ・同時に複数の機能で使用するものに該当しない	(8)		【系統図】: 第2-2-1図 【単線結線図】: 第1-2-1図
	配置設計	・地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・地震起因以外の火災による影響に対しては、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行うこととし、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・風荷重に対して建屋内に設置することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計としている			・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料2
	その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている			・添付資料7
第6号	設置場所	-(中央制御室での操作が可能)	(9)		-

常設重大事故等対処設備の適合一覧表記載要領説明図 (1 / 2)

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電		(1)	常設重大事故等対処設備	(2)	(10) 関連図書
			非常用ガスタービン発電機	(3)	
第1号	常設重大事故等対処設備の容量		・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する	(11)	・添付資料3 ・添付資料16
第2号	共用の禁止		・共用するものに該当しない	(12)	—
第2項 第54条 第3号	環境条件 自然現象(地震、津波、その他)及び外部人為事象 溢水、火災 多様性(サポート系)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、機能が確実に発揮できるよう場所及び想定事象に応じた耐環境性を有する (第1項第1号に同じ)</li> <li>設計基準事故対処設備と位置的分散</li> <li>地震に対して、技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置(添付資料17)</li> <li>技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」、及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料2,17)</li> <li>設計基準事故対処設備と位置的分散</li> <li>設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置(添付資料6)</li> <li>技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料5)</li> </ul>	対象設備	<p>設計基準事故対処設備等</p> <p>全交流動力電源</p>	常設重大事故等対処設備  非常用ガスタービン発電機 (非常用ガスタービン発電機建屋 EL. 32.7m)
第3項		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却海水設備により冷却水を供給するディーゼル発電機に対し、非常用ガスタービン発電機を原子炉補機冷却海水設備に期待しない空冷式のガスタービン駆動とすることで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする</li> <li>非常用ガスタービン発電機を使用した代替電源系統は、非常用ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする</li> </ul>	電力 空気 燃料油 冷却水 水源 その他	<p>—</p> <p>—</p> <p>燃料油貯油槽、重油タンク、ミニローリー</p> <p>海水</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>非常用ガスタービン発電機 燃料油貯油槽</p> <p>空気</p> <p>—</p> <p>—</p>
—	—	—	可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	(16)

常設重大事故等対処設備の適合一覧表記載要領説明図 (2 / 2)

伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電			常設重大事故等対処設備 非常用ガスタービン発電機	関連図書
			非常用ガスタービン発電機	
環境条件における健全性	第1号	温度	・環境温度(40°C) ≤ 設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>	【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 32.7m 【環境温度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>	【環境圧力】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		湿度	・環境湿度(80%) ≤ 設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>	【環境湿度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法2
		屋外天候	・屋内に設置	【配置図】: 第2-1-2図
		放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span>	【環境放射線】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		放射線(人)	-(中央制御室での操作が可能)	-
		海水	・海水を通水しない	-
		電磁波	・金属筐体で取り囲まれており電磁波によって機能が損なわれることはない	【構造図】: 第2-3-1, 5, 6, 7図
		荷重	・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料17
		他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料6
第54条 第1項	操作の確実性	冷却材中の異物の影響	-(考慮不要)	-
		操作環境	-(中央制御室での操作が可能)	-
		操作準備	-(中央制御室での操作が可能)	-
		操作内容	・中央制御室での操作が可能である	-
		第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・模擬負荷による機能、性能確認ができる設計とする ・分解が可能な設計とする	【単線結線図】: 第1-2-1図 【構造図】: 第2-3-1, 5, 6, 7図
		第4号 切替性	-(重大事故等対処が本来の用途)	【系統図】: 第2-2-1図 【単線結線図】: 第1-2-1図
悪影響 防止	第5号	系統設計	・遮断器等の操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない ・同時に複数の機能で使用するものに該当しない	【系統図】: 第2-2-1図 【単線結線図】: 第1-2-1図
		配置設計	・地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・地震起因以外の火災による影響に対しては、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行うこととし、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・風荷重に対して建屋内に設置することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計としている	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料2
		その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている	・添付資料7
第6号	設置場所		-(中央制御室での操作が可能)	-

第 72 条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電			常設重大事故等対処設備	関連図書	
			非常用ガスタービン発電機		
第 2 項 第 54 条	第 2 号 共通要因 故障防止	常設重大事故等対処設備の 容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する		
			・添付資料 3 ・添付資料 16		
		共用の禁止	・共用するものに該当しない		
			-		
		環境条件	・環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、機能が確実に發揮できるよう場所及び想定事象に応じた耐環境性を有する(第 1 項第 1 号に同じ)	設計基準事故対処設備等  全交流動力電源	
			・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・地震に対して、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置(添付資料 17) ・技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」、及び技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 2, 17)		
			・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置(添付資料 6) ・技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 5)		
		多様性(サポート系)	電力	-	
			空気	-	
			燃料油	燃料油貯油槽、重油タンク、ミニローリー 非常用ガスタービン発電機 燃料油貯油槽	
			冷却水	海水	
			水源	-	
			その他	-	
第 3 項	- -	-	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	-	

伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電		常設重大事故等対処設備	関連図書
		非常用ガスタービン発電機燃料油移送ポンプ	
第1号 環境条件における健全性	温度	・環境温度(40°C) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 24.85m 【環境温度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	湿度	・環境湿度(80%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	屋外天候	・屋内に設置	【配置図】: 第2-1-1図
	放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	放射線(人)	—(操作不要)	—
	海水	・海水を通水しない	—
	電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第2-3-2図
	荷重	・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料17
	他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料6
第54条 第1項 操作の確実性	冷却材中の異物の影響	—(考慮不要)	—
	操作環境	—(操作不要)	—
	操作準備	—(操作準備不要)	—
	操作内容	—(操作不要)	—
	第3号 試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする ・分解が可能な設計とする	【系統図】: 第2-2-1図 【構造図】: 第2-3-2図
	第4号 切替性	—(重大事故等対処が本来の用途)	【系統図】: 第2-2-1図
第5号 悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする ・同時に複数の機能で使用するものに該当しない	【系統図】: 第2-2-1図
	配置設計	・地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないよう、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・地震起因以外の火災による影響に対しては、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行うこととし、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・風荷重に対して建屋内に設置することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計としている	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料2
	その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている	・添付資料7
第6号	設置場所	—(操作不要)	—

第 72 条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電			常設重大事故等対処設備	関連図書	
			非常用ガスタービン発電機燃料油移送ポンプ		
第 54 条 第 2 項 第 3 項 第 3 項	第 1 号 第 2 号 共通要因 故障防止 第 3 号 多様性(サポート系)	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する	・添付資料 3	
		共用の禁止	・共用するものに該当しない	—	
		環境条件	・環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、機能が確実に發揮できるよう場所及び想定事象に応じた耐環境性を有する(第 1 項第 1 号に同じ)	設計基準事故対処設備等  全交流動力電源	常設重大事故等対処設備
		自然現象(地震、津波、その他)及び外部人為事象	・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・地震に対して、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置(添付資料 17) ・技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」、及び技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 2, 17)		非常用ガスタービン発電機 燃料油移送ポンプ (非常用ガスタービン発電機建屋 EL. 24.85m)
		溢水、火災	・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置(添付資料 6) ・技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 5)	対象設備	—
		多様性(サポート系)	・原子炉補機冷却海水設備により冷却水を供給するディーゼル発電機に対し、非常用ガスタービン発電機を原子炉補機冷却海水設備に期待しない空冷式のガスタービン駆動とすることで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする ・非常用ガスタービン発電機を使用した代替電源系統は、非常用ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする		電力
			—		—
			—		—
			—		—
			—		—
			—		—
		—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	—

伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電		常設重大事故等対処設備 非常用ガスタービン発電機燃料油サービスタンク	関連図書
第1号 環境条件における健全性	温度	・環境温度(40°C) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 37.5m 【環境温度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 [ ]	【環境圧力】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	湿度	・環境湿度(80%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法1
	屋外天候	・屋内に設置	【配置図】: 第2-1-2図
	放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】: 添付資料4 第2.3節 【設計値】: 評価手法2
	放射線(人)	-(操作不要)	-
	海水	・海水を通水しない	-
	電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第2-3-3図
	荷重	・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料17
	他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	・添付資料17 ・添付資料5
第1項 操作の確実性	冷却材中の異物の影響	-(考慮不要)	-
	操作環境	-(操作不要)	-
	操作準備	-(操作準備不要)	-
	操作内容	-(操作不要)	-
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・油量、機能、性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計又は検尺口を設ける ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける	【系統図】: 第2-2-1図 【構造図】: 第2-3-3図
第4号	切替性	-(重大事故等対処が本来の用途)	【系統図】: 第2-2-1図
第5号 悪影響防止	系統設計	・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする ・同時に複数の機能で使用するものに該当しない	【系統図】: 第2-2-1図
	配置設計	・地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないよう、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・地震起因以外の火災による影響に対しては、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行うこととし、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・風荷重に対して建屋内に設置することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計としている	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料2
	その他(飛散物)	-(考慮不要)	-
第6号	設置場所	-(操作不要)	-

第 72 条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電			常設重大事故等対処設備		関連図書	
			非常用ガスタービン発電機燃料油サービスタンク			
第 54 条	第 1 号	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する			
		共用の禁止	・共用するものに該当しない			
	第 2 項  共通要因 故障防止	環境条件	・環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、機能が確実に發揮できるよう場所及び想定事象に応じた耐環境性を有する (第 1 項第 1 号に同じ)	設計基準事故対処設備等  全交流動力電源	常設重大事故等対処設備	
		自然現象(地震、津波、その他)及び外部人為事象	・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・地震に対して、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置(添付資料 17) ・技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 2, 17)		非常用ガスタービン発電機 燃料油サービスタンク (非常用ガスタービン発電機建屋 EL. 37. 5m)	
		溢水、火災	・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 5)			
		多様性(サポート系) 位置的分散	・原子炉補機冷却海水設備により冷却水を供給するディーゼル発電機に対し、非常用ガスタービン発電機を原子炉補機冷却海水設備に期待しない空冷式のガスタービン駆動することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする ・非常用ガスタービン発電機を使用した代替電源系統は、非常用ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする	電力	—	
				空気	—	
				燃料油	—	
				冷却水	—	
				水源	—	
				その他	—	
第 3 項	—	—	—	可搬型重大事故等対処設備に対する条項	—	

伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表

第72条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電		常設重大事故等対処設備	関連図書
		非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽	
第1項 第54条	環境条件における健全性	温度 ・環境温度(40°C) ≤ 設計値 [ ]	【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 24.6m 【環境温度】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		圧力 ・環境圧力(大気圧) ≤ 設計圧力 [ ]	【環境圧力】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		湿度 ・環境湿度(100%) ≤ 設計値 [ ]	【環境湿度】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法1
		屋外天候 ・地下に設置	【配置図】: 第2-1-1図
		放射線(機器) ・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値 [ ]	【環境放射線】: 添付資料4第2.3節 【設計値】: 評価手法2
		放射線(人) —(操作不要)	—
		海水 ・海水を通水しない	—
		電磁波 ・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第2-3-4図
		荷重 ・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料17
		他設備からの影響 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	・添付資料17 ・添付資料5
第2項	操作の確実性	冷却材中の異物の影響 —(考慮不要)	—
		操作環境 —(操作不要)	—
		操作準備 —(操作準備不要)	—
第3号		操作内容 —(操作不要)	—
		試験・検査 (検査性、系統構成等) ・油量、機能、性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計又は検尺口を設ける ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける	【構造図】: 第2-3-4図
第4号		切替性 —(重大事故等対処が本来の用途)	【系統図】: 第2-2-1図
第5号	悪影響防止	系統設計 ・他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする ・同時に複数の機能で使用するものに該当しない	【系統図】: 第2-2-1図
		配置設計 ・地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないよう、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・地震起因以外の火災による影響に対しては、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行うこととし、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている ・風荷重に対して建屋内に設置することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計としている	・添付資料17 ・添付資料5 ・添付資料2
		その他(飛散物) —(考慮不要)	—
第6号		設置場所 —(操作不要)	—

第 72 条 非常用ガスタービン発電機による代替電源 (交流)からの給電			常設重大事故等対処設備 非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽			関連図書
第 54 条 第 2 項 第 3 項	第 1 号 第 2 号 共通要因 故障防止	常設重大事故等対処設備の容量	・系統の目的に応じて必要となる容量等を有する			・添付資料 3
			・共用するものに該当しない			—
		環境条件	・環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、機能が確実に發揮できるよう場所及び想定事象に応じた耐環境性を有する(第 1 項第 1 号に同じ)			設計基準事故対処設備等
			・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・地震に対して、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置(添付資料 17) ・技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」、及び技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 2, 17)			常設重大事故等対処設備
		自然現象(地震、津波、その他)及び外部人為事象				非常用ガスタービン発電機 燃料油貯油槽 (非常用ガスタービン発電機建屋 EL. 24. 6m)
			・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 5)			
		溢水、火災				全交流動力電源
			・設計基準事故対処設備と位置的分散 ・技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている(添付資料 5)			
		多様性(サポート系)	・原子炉補機冷却海水設備により冷却水を供給するディーゼル発電機に対し、非常用ガスタービン発電機を原子炉補機冷却海水設備に期待しない空冷式のガスタービン駆動とすることと、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする ・非常用ガスタービン発電機を使用した代替電源系統は、非常用ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする			電力
						空気
						燃料油
						冷却水
						水源
						その他
第 3 項	—	—	—	・可搬型重大事故等対処設備に対する条項		

2. 第14, 15条を考慮して設計する設備に対する整理表  
(火災防護設備の健全性評価)

本資料は 14, 15 条を考慮した設計方針を示すものであり、その記載要領を資 4 拙-2-i ~ ii に示す。

番号	項目	記載内容
(1)	施設区分	対応する「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第2」の施設区分を記載。
(2)	設備分類	準用する設備分類（設計基準対象施設、安全施設、重要施設、重要安全施設）を選択。
(3)	設備名称	設備名称を記載。
(4)	単一故障時の機能達成 (多重性又は多様性及び独立性)	多重性又は多様性及び独立性を考慮することを記載。
(5)	環境条件における健全性 (温度等)	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、圧力、湿度及び放射線の環境条件と、本資料説明対象設備の設計値との比較により健全性を記載。 環境条件は添付資料5による。 設計値は(17)において評価手法の分類を示しており、各評価手法の内容は本補足説明資料3.において記載。
(6)	環境条件における健全性 (屋外天候)	屋外設置設備については、屋外の環境条件を考慮することを記載。
(7)	環境条件における健全性 (放射線(人))	現地検査が必要な設備について、現地の環境条件を考慮することを記載。
(8)	環境条件における健全性 (海水)	海水通水の有無を記載するとともに、通水するものは問題ない材料であることを記載。
(9)	環境条件における健全性 (電磁波)	金属筐体で囲まれている、電子部品を組み込まない等により電磁波による影響に対する健全性を記載。
(10)	環境条件における健全性 (荷重)	想定される荷重に対しても機能発揮できること、固縛すること、除雪及び除灰すること等の方針を記載。
(11)	環境条件における健全性 (他設備からの影響)	地震、火災等により想定される波及的影響で機能喪失しないことを記載。
(12)	環境条件における健全性 (冷却材の性状)	水質管理基準を定めて水質を管理すること、ストレーナ等を設置することにより異物の影響を防止する設計であることを記載。
(13)	試験・検査	想定する試験・検査項目を明確にし、それらが可能であることを記載。
(14)	悪影響防止(飛散物)	蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断並びに高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないことを記載する。
(15)	共用又は相互接続の禁止	共用しないことを記載。
(16)	共用又は相互接続による 安全性による影響の低減	共用しないことを記載。
(17)	関連図書	配置図、構造図等の添付図は、(4)～(17)の内容を直接的に説明するものではないが、設備の大体イメージを確認できるものを記載。 添付資料は、(4)～(17)の内容をより詳細な設計を説明した資料を記載。

伊方発電所 第3号機 第14,15条を考慮して設計する設備に対する整理表

火災防護設備 (火災区域構造物及び火災区画構造物)			(1)	(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・重要安全施設) (2)	(3) 非常用ガスタービン発電機建屋	(17) 関連図書
第1項	重要施設	单一故障時の機能達成	多重性又は多様性、及び独立性	(4) ・該当しない		
第14条	環境条件における健全性 安全施設	温度	・環境温度(40°C)≤設計値	(5)	【設置場所】:屋外 【環境温度】:添付資料5 【設計値】:評価手法1	
		圧力	・環境圧力(大気圧)≤設計値		【環境圧力】:添付資料5 【設計値】:評価手法1	
		湿度	・環境湿度(100%)≤設計値		【環境湿度】:添付資料5 【設計値】:評価手法1	
		屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	(6)	【配置図】:第3-1-1-1図～第3-1-4-2図	
		放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h)≤設計値	(5)	【環境放射線】:添付資料5 【設計値】:評価手法2	
		放射線(人)	－(操作不要)	(7)		
		海水	・海水を通水しない	(8)		
		電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	(9)		
		荷重	・地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	(10)	・添付資料17 ・添付資料2	
		他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	(11)	・添付資料17 ・添付資料5	
第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能	(13)		
第15条	第4項	設計基準対象施設 悪影響防止	その他(飛散物)	(14) ・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている		・添付資料7
	第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	(15) ・共用又は相互接続するものに該当しない		
	第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性による影響の低減	(16) ・共用又は相互接続するものに該当しない		

伊方発電所 第3号機 第14,15条を考慮して設計する設備に対する整理表

火災防護設備 (火災区域構造物及び火災区画構造物)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・重要安全施設) 非常用ガスタービン発電機建屋	関連図書
第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性、 及び独立性	・該当しない	
第14条 第2項	環境条件における健全性 安全施設	温度	・環境温度(40°C)≤設計値 <input type="text"/>	【設置場所】:屋外 【環境温度】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1
		圧力	・環境圧力(大気圧)≤設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1
		湿度	・環境湿度(100%)≤設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1
		屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】:第3-1-1-1図～第3-1-4-2図
		放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h)≤設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 2
		放射線(人)	-(操作不要)	—
		海水	・海水を通水しない	—
		電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	—
		荷重	・地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料 17 ・添付資料 2
		他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	・添付資料 17 ・添付資料 5
第2項	設計基準対象施設	冷却材の性状	-(考慮不要)	—
		試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能	—
第15条	設計基準対象施設 悪影響防止	その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている	・添付資料 7
		共用又は相互接続の禁止	・共用又は相互接続するものに該当しない	—
		共用又は相互接続による安全性による影響の低減	・共用又は相互接続するものに該当しない	—

伊方発電所 第3号機 第14,15条を考慮して設計する設備に対する整理表

火災防護設備 (火災区域構造物及び火災区画構造物)			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・重要安全施設) 非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽	関連図書
第1項 重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性、 及び独立性	・該当しない		
第14条 第2項 安全施設 環境条件における健全性	温度	・環境温度(40°C)≤設計値	【設置場所】:屋外 【環境温度】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1	
	圧力	・環境圧力(大気圧)≤設計値	【環境圧力】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1	
	湿度	・環境湿度(100%)≤設計値	【環境湿度】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 1	
	屋外天候	・屋外の環境条件を考慮	【配置図】:第3-1-1-1図～第3-1-4-2図	
	放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h)≤設計値	【環境放射線】:添付資料 5 【設計値】:評価手法 2	
	放射線(人)	-(操作不要)		-
	海水	・海水を通水しない		-
	電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない		-
	荷重	・地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている	・添付資料 17 ・添付資料 2	
	他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	・添付資料 17 ・添付資料 5	
第2項 設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・外観の確認が可能		-
	その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている	・添付資料 7	
第4項 第15条	設計基準対象施設 悪影響防止	共用又は相互接続の禁止	・共用又は相互接続するものに該当しない	
第5項	重要安全施設	共用又は相互接続による安全性による影響の低減	・共用又は相互接続するものに該当しない	
第6項	安全施設			

伊方発電所 第3号機 第14,15条を考慮して設計する設備に対する整理表

火災防護設備			(設計基準対象施設・安全施設・重要施設・重要安全施設) ハロンポンベ(非常用ガスタービン発電機建屋)	関連図書
第1項	重要施設 単一故障時の機能達成	多重性又は多様性、及び独立性	・該当しない	
第14条 第2項 安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40°C) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【設置場所】: 非常用ガスタービン発電機 建屋 EL. 32.7m, EL. 41.0m 【環境温度】: 添付資料4第2節 【設計値】: 評価手法1
		圧力	・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: 添付資料5 【設計値】: 評価手法1
		湿度	・環境湿度(100%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: 添付資料5 【設計値】: 評価手法2
		屋外天候	・屋内に設置	【配置図】: 第3-1-5, 6図
		放射線(機器)	・環境放射線(≤10mGy/h) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: 添付資料5 【設計値】: 評価手法2
		放射線(人)	-(操作不要)	-
		海水	・海水を通水しない	-
		電磁波	・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第3-3-1図
		荷重	・地震による荷重に対して機能を有効に発揮できる設計としている。	・添付資料17
		他設備からの影響	・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計としている ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計としている	・添付資料17 ・添付資料5
		冷却材の性状	-(考慮不要)	-
第2項	設計基準対象施設	試験・検査 (検査性、系統構成等)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	【系統図】: 第3-2-3, 4, 5, 6図 【構造図】: 第3-3-1図
第4項 第15条	設計基準対象施設 悪影響防止	その他(飛散物)	・高速回転機器については、飛散物とならない設計としている	・添付資料7
第5項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	・共用又は相互接続するものに該当しない	-
第6項	安全施設	共用又は相互接続による安全性による影響の低減	・共用又は相互接続するものに該当しない	-

### 3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について

【既工事計画 準足説明資料 (CP-150) を参照】

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件において機器が有効に機能を発揮することについては、各設備が「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（以下、「技術基準規則」という。）の関連各条項に適合することを、設備ごとに「伊方発電所 第3号機 第14, 15条を考慮して設計する設備に対する整理表」及び「伊方発電所 第3号機 第54条に対する適合性の整理表」（以下、前記2つを併せて「整理表」という。）の形にまとめ、適合性を確認している。

整理表中の確認項目のうち、環境条件における健全性に係る項目（第14条第2項及び第54条第1項第1号）を除く項目に関しては、整理表に記載された内容及び工認添付資料4その他工認図書を参照することにより適合性を確認することができる。一方、環境条件における健全性に係る項目に関しては、整理表に記載された内容及び工認図書を参照するほか、類型化して整理した適合性確認の手法（以下、「類型化による適合性確認手法」という。）を用いて機器の適合性を確認する。本資料は、類型化による適合性確認手法について補足的に説明するものである。なお、評価手法の考え方については、平成28年3月23日付け原規規発第1603231号にて認可された工事計画による。

環境条件における健全性に関して確認する項目のうち、圧力、温度、湿度、放射線の4項目は、類型化による適合性確認手法により確認する項目である。機器の適合性確認、すなわち、使用される条件において機能を発揮できることの確認は、場所における環境条件と機器の環境耐性を比較することを基本手法としているが、類型化による適合性確認手法は、機器の環境耐性の評価に適用している。以下に、圧力、温度、湿度、放射線の4項目に係る適合性の確認の手法について説明する。

### 1. 温度に係る適合性評価手法

温度に係る適合性評価の手法は、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられること、絶縁や回転等の機能が阻害される温度に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器周囲温度の許容値や機器の最高使用温度を機器の温度耐性値とし、環境温度と機器の温度耐性値を比較する方法によるものとする。

環境温度と比較する機器の温度耐性値は、下記の評価手法を用いる。

#### 評価手法 1

温度仕様（機器周囲温度の許容値、最高使用温度）

### 2. 圧力に係る適合性評価手法

圧力に係る適合性評価の手法は、機器が使用される環境圧力下において、部材に発生する応力に耐えられること、絶縁や回転等の機能が阻害される圧力に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器雰囲気圧力の許容値あるいは最高使用圧力を機器の圧力耐性値とし、環境圧力と機器の圧力耐性値を比較する方法によるものとする。

環境圧力と比較する機器の圧力耐性値は、下記の評価手法を用いる。

#### 評価手法 1

圧力仕様（機器雰囲気圧力の許容値、最高使用圧力）

※評価対象機器のうち、耐圧部にあっては最高使用圧力とする。雰囲気圧力は機器の外圧、最高使用圧力は機器の内圧であるが、機器の応力に寄与する圧力は内外圧力差であり、内外圧力差による応力評価より内圧による応力評価の方が保守的な評価となるため、最高使用圧力を機器の圧力耐性値とする。

※評価対象機器のうち、仕様として圧力仕様が設定されていないものについては、圧力仕様（圧力耐性）を「大気圧」と設定する。

### 3. 湿度に係る適合性評価手法

湿度に係る適合性評価の手法は、機器が使用される環境湿度下において、機器の機能が阻害される湿度に到達しないことを確認する。

確認の手法は、機器雰囲気湿度の許容値を機器の湿度耐性値とし、環境湿度と機器の湿度耐性値を比較する方法によるものとする。

環境湿度と比較する機器の湿度耐性値は、下記の評価手法を用いる。

### **評価手法 1**

#### **湿度仕様**

※評価対象の機器のうち、次のような設計がなされている機器については、機器の湿度耐性値は相対湿度100%とした。

- ・水又は蒸気と接触することを前提として設計されている機器
- ・屋外での使用を前提として設計されている機器

### **評価手法 2**

機器の周囲湿度の許容値は、機器の寿命程度の期間（十数年～数十年）程度の雰囲気暴露期間を想定して設定されたものである。カビの繁殖や発錆による腐食の進行には時間を要することから、1～2週間の期間について考慮する場合、カビや錆を介した電気品の不具合の原因となることはなく、金属材料で構成される機器についても不具合の原因となるものはないため、機器の湿度耐性値は相対湿度100%とする。

## **4. 放射線に係る適合性評価手法**

放射線に係る適合性評価の手法は、機器が使用される環境放射線量下において、機器の機能が阻害される放射線量に到達しないことを確認する。

確認の手法は、環境放射線量率と線量率で表した機器の放射線耐性を比較する方法によるものとする。

環境放射線条件と比較する機器の放射線耐性値は、下記の評価手法を用いる。

### **評価手法 1**

耐性の低い部品（電子部品）の機能が維持される線量率

### **評価手法 2**

金属材料又はコンクリートのみで構成しているタンク、ピット等は、当該設備に期待する期間において放射線により機能を損なう構造でないことは明らかであるため、健全性が維持できるとする。このとき設計値は、便宜上、環境条件と同値としておく。